

年金で生活する方を支援する各種給付金があります

年金生活者支援給付金制度は、公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方の生活を支援するために、年金に上乗せして給付金を支給する制度です。

給付金	受給対象（次の要件を全て満たす方）
高齢年金生活者支援給付金	(1) 65歳以上で老齢基礎年金の受給者である (2) 同一世帯の全員の市町村民税が非課税 (3) 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得の合計額が879,900円以下
障害年金生活者支援給付金	(1) 障害基礎年金の受給者 (2) 前年の所得（*1）が4,621,000円（*2）以下
遺族年金生活者支援給付金	(1) 遺族基礎年金の受給者 (2) 前年の所得（*1）が4,621,000円（*2）以下

- * 1 障害年金や遺族年金等の非課税収入は含みません。
- * 2 扶養親族等の数に応じて増額されます。

左記に該当する方は、国民健康保険課または各支所に備え付けの申請書に記入し窓口で提出してください。提出の際は身分証を持参してください。申請済みの方は、改めて提出する必要はありません。

問合せ ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165

* 050 から始まる電話の場合：03-6700-1165

【受付時間】

- ・月曜日 午前8時30分～午後7時
- ・火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ・第2土曜日 午前9時30分～午後4時

* 月曜が祝日の場合は、翌開所日に午後7時まで。

* 祝日や12月29日～1月3日は利用できません。

令和3年4月1日受診分から後期高齢者の人間ドック・脳ドック費用補助の申請方法などが変わります

令和2年度までの受診分については、受診後に補助金を申請する方法となっていました。令和3年4月1日受診分からは、**受診前**に申請する方法が変わります。

	令和3年3月31日までに受診	令和3年4月1日からの受診
申請方法	受診後に申請	受診前に申請 * 健診機関に予約をしてから補助金の申請をしてください。
申請期限	令和3年3月31日まで * 間に合わない方は、できるだけ早く申請を。	受診する月の3か月前の月末（下表を参照） * 令和3年4・5月に受診する方は3月1日が申請期限

* 健診機関により、申請期限までに受診日が決まらない場合があります。その場合は決まり次第速やかに申請してください。

令和3年度前半受診分の補助金申請期限

受診月	申請期限	受診月	申請期限	受診月	申請期限
4月	3月1日	6月	3月31日	8月	5月31日
5月	3月1日	7月	4月30日	9月	6月30日

* 郵送申請可。申請書は窓口を用意するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

* 補助決定者には、補助決定通知書または補助金請求書を4月1日以降に市から郵送します。

申請場所 国民健康保険課または各支所

申請開始日 令和3年1月20日(水)

対象 次の要件を全て満たす方

- 人間ドック・脳ドックの受診日に、後期高齢者医療

制度に加入していて、日立市に住民票がある、または日立市から住所地特例の適用を受けている

- 令和2年度の後期高齢者医療保険料の滞納がない
- 人間ドック希望の場合：令和3年度に市が実施する後期高齢者の集団検診、医療機関健診を受診しない
- 脳ドック希望の場合：令和元年度・2年度に日立市後期高齢者医療制度の脳ドック補助を受けていない

次のことにご了承いただいた上で申請してください。

- ・市は受診に必要な個人情報を協定健診機関に提供します。
- ・健診機関が受診者本人から健診結果を市に提供していただきます。
- ・市は健診結果を保健事業に活用します。

補助金の受取方法

【市が協定を結んだ健診機関で受診する場合】 ドック費用からあらかじめ補助金額を差し引いた額の支払いとなります。補助決定通知書を受診時に健診機関へ提出してください。

【それ以外の健診機関で受診する場合】 ドック費用の全額を一旦お支払いいただき、受診後、補助金請求書に領収書と健診結果を添えて国民健康保険課に提出してください。後日振込となります。

問合せ 国民健康保険課 内線 204

【注意】 令和2年度までに受診し、まだ補助を受けていない年度分の申請は、令和3年3月31日まで（受診日から5年以内の分に限り。）

高校・大学などへの進学を予定している方へ 市の奨学金をご利用ください

今春、高校や大学などへの進学を予定している方を対象に、市が奨学金で支援します。ぜひ、ご利用ください。

申込期間 2月1日(月)～26日(金) (消印有効)

対象 次の要件を全て満たす方

- 保護者が1年以上市内に住んでいる
- 保証人が市内に住んでいる
- 市以外の奨学金を受けない(給付型奨学金は併せて利用できます)
- 保護者の収入、本人の学業成績が教育委員会の定める基準に適合する

利子 無利子

返還期間 卒業の翌年から10年以内(進学の場合は猶予制度あり) *市奨学金を利用し、卒業後に日立市に居住している場合や市内の医療・介護・福祉職に就業している場合に、最大で返還金の全額を補助します。詳しくは、市のホームページをご覧ください。



申し込み 在学中の学校を通して、申し込みをしてください。 *学校により、受付締切日が異なります。

【奨学金の貸付金額】

区分	募集人数	修学資金	入学準備金
高等学校 高等専門学校 専修学校高等課程	国・公立	13,000円 (18,000円)	30,000円以内
	私立	25,000円 (30,000円)	100,000円以内
大学	国・公立	35,000円 (41,000円)	90,000円以内
	私立	44,000円 (54,000円)	250,000円以内
短期大学 専修学校専門課程	国・公立	35,000円 (41,000円)	90,000円以内
	私立	43,000円 (50,000円)	200,000円以内

* 修学資金は月額。()は自宅外通学の方の金額です。

* 入学準備金は一時金です。

問合せ 教育委員会総務課 内線 673

路線バス通学定期購入費用の一部を助成します

市内路線バスの利用促進や、子育て支援の観点から、路線バス通学定期購入費用の一部を助成します。

対象 18歳以下の小・中学生、高校生の保護者で、日立市に住民登録があり、次の要件を満たす方

- 子どもが日立市内のバス停留所を発地または着地とする路線バスを利用して通学している
- 市税などを滞納していない

助成額 通学定期購入費の3割(100円未満切り捨て)

申し込みの流れ

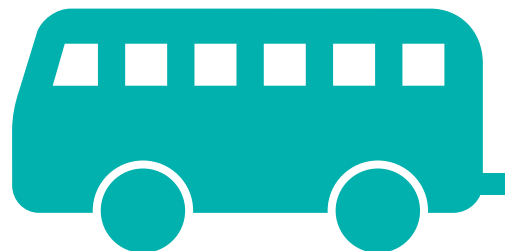
- 1 バス事業者の定期券販売窓口で、定額の通学用定期券を購入し、①助成金交付申請書、②同意書、③返信用封筒を受け取る。
- 2 ①②に必要な事項を記入の上、購入した定期券のコピーと一緒に③に入れて市へ郵送する。
- 3 市から助成金交付決定通知書、助成金交付請求書、返信用封筒が郵送で届く。
- 4 助成金交付決定通知書のコピー、助成金交付請求

書を市へ郵送する。

- 5 後日、市から指定の口座に助成金を振込

対象となる定期券

市内のバス停留所を発地または着地とする路線バスの通学定期券で、有効期間が令和2年8月1日(土)から令和3年3月31日(水)までの間のもの。



問合せ 都市政策課 内線 270